平成２８年（フ）第２５９号
鹿児島県鹿児島市吉野町803番地14
債務者　丸尾　直樹
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２０３号
山梨県甲府市山宮町1510番地サンビレッジ山宮103号
債務者　佐々木恭一
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３９６号
千葉県松戸市小根本108番地の２　松戸小根本コンド409号
債務者　斉藤　秀美（旧姓清水谷）
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４２７号
千葉県柏市根戸467番地48　ウインズコーポ２－205号
債務者　関　奈緒美
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４４２号
千葉県松戸市常盤平４丁目14番地の７　プレンディ常盤平207号
債務者　御厨　孝昭
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２０１号
岐阜県関市東野町２番３－102号
債務者　増田　晋也
1　決定年月日時　平成28年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２５７号
岐阜市岩田坂３丁目６番４号
債務者　水野田鶴子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２６１号
岐阜県各務原市那加雄飛ケ丘町28番地１（雄八Ｃ棟　307）
債務者　鷲見　真弓
1　決定年月日時　平成28年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２２号
京都府亀岡市篠町見晴５丁目４番１号
債務者　石田工芸こと　石田耕太郎
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
京都府亀岡市篠町見晴５丁目４番１号
債務者　石田　初美
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
宮城県気仙沼市笹が陣５番11号、旧住所愛知県東海市養父町元藪下31－１　メゾン・ド・ジュネス502号
債務者　高橋　尚弘
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第６９号
福島市御山字検田53番地　信夫ハイツ405
債務者　三浦　弘幸
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第６４号
茨城県高萩市大字安良川269番地の10　根本マンション２Ｆ西
債務者　岡崎　純子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第６６号
茨城県日立市東多賀町４丁目３番３号
債務者　生熊　惠子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第６８号
茨城県高萩市大字島名1710番地の３
債務者　田口　正行
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第７０号
茨城県高萩市大字島名2129番地の81
債務者　鈴木　恭則
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第１１４３号
名古屋市昭和区川名山町114　朝日荘11号室、住民票上の住所愛知県一宮市大和町馬引字郷戌亥2182番地２
債務者　小島　栄二
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部